

新たな米政策に関する意見書

政府はデフレからの脱却に向けた「成長戦略」を掲げ、農林水産業・地域の活力創造プランにもとづく新自由主義的経済政策を押し進めようとしています。

今回の農政改革では、TPP 交渉の妥結を視野に経営所得安定対策見直しや日本型直接支払制度、さらには農地中間管理機構を創設した。この一連の改革の中で生産調整について「5年後の減反廃止」といった誤った報道が行われ、米政策の見直しについて正しい理解がなされておらず、農業者には大きな不安と混乱を与えることになっています。

特に、経営所得安定対策での米の直接支払交付金が、これまでの交付単価の半額（7,500 円/10a）となったことで、農業者の収入が減少し経営の不安を増幅させています。

さらには、農産物価格が低迷する中で、急速な円安に伴い農業生産資材等のコスト増となり、さらに4月からの消費税率の引き上げにともない、農業経営には厳しい状況が想定されます。

将来に向け、農業所得増大と農業経営が安定し、さらには地域農業と農村の発展に向けた取り組みがなされるよう、下記事項を強く要請します。

記

1．農業政策について

これまで集落営農等を進めてきたが、米価の下落傾向の中で米の直接支払交付金が半減されることは、多くの農業者の収入減少となる。更なる経営努力にも限界がある中で、生産費さえも賄えない状況は営農の継続を不可能にするものであることから、農家の経営所得安定に向けた施策の構築をお願いしたい。

2．水田フル活用について

新たな政策では飼料用米の作付けを促す政策が進められているが、これにかかる乾燥・粉碎・貯蔵等の設置も不十分であるとともに、本県では畜産農家が少ない状況にある。こうした中で、全国域への供給にともなうコスト負担と施設対応が急務の課題となっている。

特に本県は、水田農業を中心に多様な担い手による大麦、ソバ、大豆等を中心とした土地利用型の生産体系を維持しており、自給率向上のためにもこれらに対し継続・拡大した支援をいただきたい。

3 . 農地の中間管理機構について

政府は、農地中間管理機構を通じて農地の集積を図るとしているが、「人・農地プラン」を中心に地域農業を守ることを基本にすべきである。特に、中山間地域等直接支払制度の対象とならない条件不利地に対して、地域政策としてのさらなる施策を進めていただきたい。

また、新たな民間企業等の農地参入にあたっては、継続的かつ安定的な農業経営への合意形成など、十分な協議による農地法 3 条の遵守が図られるようお願いしたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

あわら市議会

(意見書提出先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、財務大臣、経済産業大臣